

食安発0626第2号
26消安第1768号
26水漁第470号
平成26年6月26日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、地方厚生局、都道府県知事等における施設認定手続に係る標準処理期間の設定、都道府県における養殖場等の登録手続に係る標準処理期間の設定を行うため、要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、よろしくお願ひします。